

令和 7 年度 第 1 回 新潟市障がい者施策審議会 会議録

【日 時】

令和 7 年 8 月 4 日（月曜）午後 3 時から午後 5 時まで

【場 所】

白山会館 1 階 芙蓉の間 新潟市中央区一番堀通町 1－1

【出席者】

<委 員>

栗川委員、佐藤委員、田部委員、中島委員、高橋委員、石井委員、久根内委員、菊地委員、丸山委員、熊谷委員、有川委員、渡辺委員、渡邊委員

計 13 名

（欠席委員：中村委員、馬場委員）

<事務局>

障がい福祉課長、障がい福祉課長補佐、障がい福祉課職員

（関係課）

こども政策課、こども家庭課、児童発達支援センター、こころの健康センター、保健所保健管理課、各区健康福祉課、特別支援教育課

【傍聴者】

1 名

【目 次】

1. 開会・・・・・・・・・・ p 2
2. 障がい福祉課長挨拶・・・ p 3
3. 自己紹介（新任委員）・・・ p 4
4. 議事（1）・・・・・・・・ p 6
5. 議事（2）・・・・・・・・ p 22
6. 閉会・・・・・・・・・・ p 30

1. 開会

(司会：障がい福祉課 長澤課長補佐)

それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和7年度第1回新潟市障がい者施策審議会を開会いたします。

本日は、お忙しい中審議会にご出席いただき、ありがとうございます。私は本日の進行を務めます、障がい福祉課課長補佐の長澤と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会議につきましても、議事録作成のため録音をご了承いただきますとともに、ご発言の際には職員がマイクをお持ちいたしますので、お手数ですが、挙手をお願いいたします。

それでは、会議に入ります前に、本日の会議の配布資料の確認をお願いいたします。事前にお配りしてあるものとして、

- ・ 次第
- ・ 出席者名簿
- ・ 座席表

【資料1】第4次新潟市障がい者計画進捗状況

【資料2】第7期新潟市障がい福祉計画・第3期新潟市障がい児福祉計画の数値目標達成状況

【資料3】第7期新潟市障がい福祉計画・第3期新潟市障がい児福祉計画のサービス見込量に対する実績について

以上6点を配布させていただいております。

また、本日机上配布といたしまして、太陽福祉会様より、フォーラムのご案内のチラシのご提供がございました。これにつきましては、後ほどお話しさせていただきたいと思います。皆さん、資料はお手元にありますでしょうか。

それでは、次に本日の委員の出席状況でございますが、中村委員および本年度より新たに就任いただいた、一般社団法人新潟市歯科医師会理事の馬場委員の2名より、ご欠席のご連絡をいただいております。15名の委員のうち13名の委員の方々が出席されており、過半数を超えておりますので、この審議会が成立していることをご報告いたします。

2. 障がい福祉課長挨拶

(司会：障がい福祉課 長澤課長補佐)

それでは、開会にあたりまして、障がい福祉課長よりごあいさつ申し上げます。

(事務局：障がい福祉課 榎本課長)

皆様、こんにちは、障がい福祉課長の榎本です。今年度からまいりました。どうぞよろしく願いいたします。

本日はご多忙の中、そしてこの暑い中、新潟市の障がい者施策審議会ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。また皆様におかれましては、日ごろより本市の障がい福祉施策につきまして、それぞれのお立場の中でご支援ご協力を頂き、あらためてありがとうございます。

今年度の審議会につきましては、例年どおり年2回のうちの、本日は1回目ということになっております。資料でもお話ししておりましたとおり、議事の内容としましては、令和8年度までを計画期間としています、第4次新潟市障がい者計画の取組状況と、昨年度策定しまして、こちらも令和8年度までを計画期間としています、第7期新潟市障がい福祉計画・第3期新潟市障がい児福祉計画の進捗状況について、ご審議いただきたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、各計画の着実な推進に向けて忌憚ないご意見を頂きたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。以上です。

3. 自己紹介（新任委員）

（司会：障がい福祉課 長澤課長補佐）

それでは、続きまして次第の3. 自己紹介（新任委員）になりますが、今年度から新たに当審議会の委員にご就任いただいた方がおられますので、簡単に自己紹介をいただきたいと思います。

それでは、社会福祉法人更生慈仁会いずみ福祉園の久根内委員、新潟公共職業安定所所長の渡辺委員の順に自己紹介をお願いいたします。

（久根内委員）

いずみ福祉園の施設長をしております。久根内と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

（渡辺委員）

ハローワーク新潟の所長の渡辺と申します。私もこの4月から担当となりました。よろしくお願いします。

（司会：障がい福祉課 長澤課長補佐）

ありがとうございました。ここで、議事に先立ちまして、事務局よりご報告がございます。

（事務局：障がい福祉課 榎本課長）

障がい福祉課長榎本です。すみませんが議事の前に少しお時間を頂きまして、中身につきましては何かといいますと、報道でご存知の方もいらっしゃるかと思いますが、市立の障がい者支援施設である明生園において、過去に発生した不適切な支援について、そして組織としての対応に不備があったということにつきまして、概要をこの場で報告させていただきます。資料はございませんので、口頭での報告になります。

明生園におきましては、令和4年度から6年度にかけて、合計8件の不適切な支援があったほか、虐待を発見した場合には速やかに市へ通報する義務があったにもかかわらず、通報の認識が不足しており、通報がなかったり遅れたりしたということが生じました。

園の再発防止策としましては、虐待発生時の対応チャートを作成しまして、事案が発生した場合は速やかに市へ通報することを園職員で徹底するとともに、園内の虐待防止委員会においては、外部委員から新たに参画していただき、その中で虐待防止の研修を実施するほか、支援のグループ体制の見直しや支援員全員でのケース検討会の開催など、起きた場合の通報の体制だけではなく、そもそもそのような不適切な支援が起きないように、未然に防ぐ取り組みをすでに進めているところであります。

そのような園の不適切な支援の内容および通報のことに加えて、施設従事者による虐待の通報先として位置づけられている新潟市の障がい福祉課におきましても、園からの通報後において、虐待防止法に基づく必要な事実確認やその後の対応を行ってはいましたが、その対応が速やかに実施されなかったという年度もありましたので、併せて公表させてい

ただいたところでございます。

このような対応の不備を踏まえまして、虐待が発生した場合の体制はもとより、まずは園内で不適切な支援を二度と発生させないよう、園と市でともに連携しながら取り組んでまいります。報告は以上になります。

前述の報告は、令和 7 年 6 月 2 7 日付新潟市報道資料「不適切な支援への組織的対応について」において公表した内容です。

説明の中で出てくる「不適切な支援」という表現は、「障がい者虐待」のことを指します。

4. 議事（１）第４次新潟市障がい者計画の進捗状況について

（司会：障がい福祉課 長澤課長補佐）

お時間を頂き、ありがとうございました。続きまして、これより議事に移らせていただきます。議事の進行については、有川会長、お願いいたします。

（有川会長）

はい、新潟大学の有川です。よろしくお願いいたします。ただいまのご報告につきまして、再発の防止に努めていただきたいというふうに思います。また「不適切な支援」という考え方は恐らくないので、不適切な対応をしていたというところでは、ぜひこうした点についても、同じことが起こらないようにしていただきたいと思います。

それでは、次第に従いまして議事を進めていきたいと思います。おおむねの時間配分ですが（１）の第４次障がい者計画の進捗状況についてと、（２）第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画の振り返りについて、事務局から一括して説明いただき、質疑応答を含めて 60 分程度を予定しております。会場の使用時間も踏まえて、５時までには会議を終えたいと考えておりますので、皆様円滑な会の進行にご協力をお願いいたします。

それでは、議事の（１）第４次新潟市障がい者計画の進捗状況についてと、（２）第７期新潟市障がい福祉計画・第３期新潟市障がい児福祉計画の振り返りについて、事前に資料のほうをご覧くださいと思いますけれども、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局：障がい福祉課 榎本課長）

障がい福祉課長、榎本です。そうしましたら、今ありましたとおり、議事の（１）（２）をまとめてかなり長丁場にはなるのですが、かいつまみながら順に説明をしていきたいと思います。

はじめに、資料１です。こちらは、令和３年度から令和８年度までを計画期間としております、第４次新潟市障がい者計画の進捗状況として、施策の方向性に対する令和６年度の実績をまとめた資料となります。ここでは、各施策の体系ごとに、表の左の欄の「施策の方向性」に対し、各所属において令和６年度に行った取り組みについて、表の右の欄「令和６年度の実績」に記載しておりますが、その中から主な取り組みを説明いたします。

点字資料は各項目につきまして、初めに「取組所属」「施策の方向性」があり、その後に「令和６年度の実績」を記載しております。

それでは、説明に入ります。では、まず１ページ、点字資料につきましても１ページをご覧ください。はじめに「１．地域生活の支援」の「（１）相談支援体制の充実」についてです。

まず、１ページ。点字資料では１ページ下段の「①障がいのある人が身近なところでいつでも相談や情報提供が受けられる体制の整備」につきましては、基幹相談支援センターなどの相談機関や、各地域の相談員等を通じて、障がい者やその家族に支援を行いました。また、こころの健康センターにおいては、精神に障がいのある方やその家族等を対象に、相談支援を実施しました。

続いて、その下段、点字資料では5ページの中ほどをご覧ください。「②夜間を含めた緊急時の連絡体制の確保」では、緊急時の相談・受け入れの対応を行う機能を担う、新潟市地域生活支援拠点の各登録事業者において、引き続き対応したところでございます。

続いて2ページ、点字資料では7ページをご覧ください。「③発達障がいや難病・高次機能障がいなどへの対応」については、新潟県・新潟市難病相談支援センターで相談を実施したほか、支援者を対象とした研修会を開催し、支援者のスキル向上を図りました。

続いて3ページ、点字資料では11ページをご覧ください。「④発達障がいに係る、保健・医療など関係機関との連携および相談支援体制の強化」については、新潟市発達障がい者支援センター「JOIN」において相談支援を実施し、発達障がい者とその家族のさまざまな困りごとの解決に取り組みました。また、新潟市立児童発達支援センター「こころん」において、保育所等への巡回支援を実施したほか、保育士等を対象とした児童発達コーディネーター養成研修を行い、療育支援体制強化に取り組みました。

続いて4ページ、点字資料では14ページの上段をご覧ください。「⑤引きこもりへの支援」については、新潟市引きこもり相談支援センターを拠点として、相談実施や家族会の開催のほか、既存の会議体が主催するミーティングに参加し、連携を図りました。

続いて5ページ、点字資料では18ページをご覧ください。「⑦相談支援体制の効果的な実施」については、自立支援協議会において、重度心身障がい児者などに対する支援や就労支援といった課題ごとに、研修会の実施や対応についての協議を行い、関係機関のネットワークの強化に努めました。

続いて、資料6ページ、点字資料では20ページ中ほどをご覧ください。「(2) 在宅サービスの充実」では、居宅介護をはじめとする各種サービスを引き続き提供するとともに、補装具費の支給や日常生活用具の給付などを行いました。サービスごとの利用状況は、それぞれ項目ごとに資料のとおりでございますが、就労系事業や共同生活援助、グループホームなどの利用が引き続き増加をしている状況でございます。

続いて7ページ、点字資料では26ページをご覧ください。「(3) 経済的な支援」では、特別障がい者手当や生活保護扶助費等の各種手当の支給を行うとともに、福祉タクシー利用助成や自動車燃料費助成など、移動に係る費用の助成を行いました。

続いて、資料8ページ、点字資料では31ページをご覧ください。「(4) サービス基盤の充実」では、本市の課題である重度障がい者の地域移行、施設入所待機者の解消に向け、障がい者支援施設の創設に対し補助を行いました。当該施設は、市内として初となる福祉型障がい児施設も併設しており、重度障がい者とその家族、在宅での支援が安定しない措置入所待ちの児童等の安心・安定した暮らしの確保につなげることができました。加えて、障がい者の共同生活の場であるグループホームや、精神障がい者地域生活支援施設に係る運営費の一部についても、補助を行いました。また、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進のために設置しました、「精神障がい者の地域生活を考える会」において、各種研修会や相談会を開催し、関係機関のネットワーク強化や支援者の人材育成に努めました。

続きまして、資料9ページ、点字資料では37ページをご覧ください。「(5) 地域生活を支える人づくり」では、各区ごとに委託している障がい者相談員による相談支援を行ったほか、共助の仕組みづくりに向け、依存症支援者研修会や心のサポーター養成研修を開

催しました。

続いて、1 ページ飛ばしまして資料の 11 ページ、点字資料では 49 ページをご覧ください。「(7) 情報提供・意思疎通支援の充実」では、手話通訳者や要約筆記者の派遣や、通訳者など人材の育成に努めました。そのほか、障がい者 ICT サポートセンター事業として、障がい者向けの ICT 機器に関する相談・訪問サポートなどを通じ、支援機器に関する情報提供を行いました。

続いて 12 ページ、点字資料では 57 ページをご覧ください。「(8) 災害時支援体制の整備」では、障がいのある人など災害時に自力での避難が難しく、家族などの支援が望めない人の支援体制づくりを目的とした、避難行動要支援者制度の周知を図るとともに、要支援者名簿を地域の支援者と共有し、災害時の共助の仕組みづくりに取り組みました。

続いて、また飛びまして資料の 14 ページ、点字資料では 63 ページをご覧ください。ここからは題目変わります。「2. 保健・医療・福祉の充実」の項目となります。

「(1) 障がいの予防と早期の気づき・早期の支援」では、基幹相談支援センターにおいて障がい児に係る相談支援を実施するとともに、療育教室や医師による発達相談会を全区で実施したほか、乳幼児健康診査等を活用して、障がいの早期の気づきや支援につなげました。また、児童発達支援センター「こころん」を中核とし、巡回支援や保育所等訪問支援事業の実施により、早期療育の充実に取り組みました。

続いて 15 ページ、点字資料では 68 ページをご覧ください。「(2) 医療・リハビリテーションの充実」では、医療サービスを安心して受けられるよう、引き続き重度障がい者医療費助成や、自立支援医療などの各種医療費助成を実施したほか、口腔保健福祉センターを中心に、一般の歯科診療所では治療が困難な障がい者に対する特別診療や、障がい福祉サービス等事業所を対象とした口腔健診等を実施しました。また、社会適応訓練や生活訓練、補装具装着訓練などの各種訓練事業の実施により、障がいのある人の日常生活の質の向上と社会参加を促進しました。

続いて 16 ページ、点字資料では 75 ページをご覧ください。「(3) 精神保健と医療施策の推進」では、こころの健康センターにおいて精神保健福祉業務に従事する者を対象に、専門分野の知識および技術を習得し、円滑に業務を推進できることを目的に、精神保健福祉に関する基礎研修および専門研修を実施しました。また、17 ページ、点字資料では 79 ページになりますが、精神医療相談窓口による相談のほか、医療機関の連携体制構築を図るセミナーの開催により、精神科救急医療体制の強化に取り組みました。

続いて、資料 18 ページ、点字資料では 83 ページをご覧ください。「(4) 難病に対する保健・医療施策の推進」では、難病患者に対し特定医療費助成を行うとともに、新潟県・新潟市難病相談支援センターにおける相談支援のほか、人工呼吸器装着者の災害時個別避難計画について、より実効性の高い計画となるよう、課題の改善に向けた検討を進めました。

続いて 19 ページ、点字資料では 87 ページをご覧ください。ここからはまた項目変わります。「3. 療育・教育の充実」についてです。

「(1) 就学前療育の充実」では、次の 20 ページ、点字資料では 91 ページに移りまして、新潟県と合同でペアレントメンター養成講習会を実施したほか、市内保育所等への児童発達支援コーディネーターの配置、研修による資質の向上に努めるとともに、保育所等

においては個別の配慮を行いながら、障がいのある子どもを受け入れました。

次の、下の「(2) 学校教育の充実」、点字資料では 94 ページ中ほどになります。個々の児童、生徒のニーズに応じた特別支援教育を進めるため、小中学校の特別支援学級や通級指導教室を整備するとともに、次の 21 ページ、点字資料では 98 ページ下段になりますが、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成・活用し、1 人ひとりの特性やニーズに応じた支援を行いました。また、福祉読本を活用し、障がいのある人や高齢者について学ぶことで、子どもたちの障がいに対する理解を促進するとともに、総合教育センター等の関係機関で連携し、特別支援教育に関する研修を行い、教職員の理解促進や指導力向上に努め、特別支援教育を推進しました。

続いて資料 22 ページ、点字資料では 106 ページをご覧ください。また、項目が変わりまして、ここからは「4. 雇用促進と就労支援」の項目となります。

「(1) 雇用促進と一般就労の支援」では、新潟市障がい者就業支援センター「こあサポート」において、就職を希望する障がい者の相談から定着までの一貫した伴走型支援を、関係機関と連携して実施しました。

次に 23 ページ、点字資料では 110 ページ中ほどに移ります。引き続き雇用促進の取り組みについてですが、新潟市障がい者雇用支援企業ネットワーク、通称「みつばち」といいますが、そちらと連携したセミナー等を実施し、障がい者の雇用を推進しました。

次の、その下の「(2) 福祉施設等への就労の支援」、点字資料では、113 ページの中ほどになります。においては、障がい者が就労や生産活動等を通じ、自立した生活を送るための支援として、就労継続支援給付費等を支給したほか、授産製品の共同販売を行う「まちなかほっとショップ」を活用し、障がい者の就労や障がいへの理解促進を図りました。

続いて飛びまして、資料 25 ページ、点字資料では 118 ページをご覧ください。こちらからまた大きい項目変わりまして、「5. 生活環境の整備」についてです。

「(1) 住宅環境の整備」では、住環境政策課の取り組みとして、空き家を障がい者グループホームとして利用する際の改修費用の一部を補助するとともに、住宅確保に配慮が必要な方向けの賃貸住宅登録制度の周知を行い、障がいのある人の住居確保を支援しました。

続いて 26 ページ、点字資料は 121 ページをご覧ください。「(2) 安心・安全なまちづくりの推進」では、新潟県バリアフリーまちづくり事業の一環として、視覚障がい者等を補助する信号機を整備したほか、駅のバリアフリー化に向け自由通路の設計を実施しました。

その下、次の「(3) 緊急時支援体制の整備」、点字資料は 123 ページになります。においては、1 人暮らしの重度身体障がい者の住居内に緊急通報装置を設置し、24 時間体制で緊急時の連絡対応を行ったほか、消防局においては関係団体向けに NET119 緊急通報システムの説明会を開催し、周知普及を図りました。

続いて 27 ページ、点字資料では 125 ページ上段をご覧ください。「(4) 防犯・消費者トラブルの防止」は、主に市民生活課や福祉総務課の取り組みとして、障がい等で判断能力に不安のある方が、犯罪や消費者トラブルの被害に遭わないよう、「市政さわやかトーク宅配便」等を活用した講習を実施したほか、成年後見制度や日常生活自立支援事業により、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理などの支援を行いました。

続いて 28 ページ、点字資料は 130 ページをご覧ください。またこちらからも大きな項目が変わりまして、「6. 障がい者を理由とした差別の解消および権利擁護の推進」に関する項目です。

「(1) 障がい者を理由とした差別の解消の推進」では、共生社会の実現に向け、「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」に関する研修会やイベント等での周知啓発を行い、市民の認知度向上に取り組むとともに、差別相談に対応しました。

その下の「(2) 権利擁護の推進」、点字資料では 133 ページになります。については、基幹相談支援センターにおける権利擁護に関する支援や、障がい者虐待防止センターにおいて、虐待相談への対応や調査等を実施し、当事者およびその家族を支援しました。また、成年後見制度の適切な利用の促進を行うなど、障がい者の意思決定の支援に配慮するとともに、自立と社会参加の実現のため、必要とする障がい者サービスについて適切な支給決定に努めました。

続いて 29 ページ、点字資料では 137 ページ下段をご覧ください。「(3) 障がいと障がいのある人に対する理解の普及」では、さまざまなイベントや市報にいがた、市政情報番組等を通じて、共生のまちづくり条例の周知に努めるとともに、共生社会づくりに興味のある企業等をつなぐネットワーク「ともに Entrance (エントランス)」の取り組みとして、専門学校と協働して作成した、障がい者アートを活用したポスター・ステッカーを加入企業で提示し、障がいのある人への理解を深めるため、官民協働で取り組みを推進しました。

続いて 30 ページ、点字資料では 143 ページの中ほどをご覧ください。「(4) 福祉教育の推進」では、小中学校において特別支援学級や特別支援学校に通う児童・生徒との交流および共同学習の機会を設けたほか、総合学習として障がいのある方からの講話や車椅子体験などを取り入れ、障がいの有無にかかわらず、お互いの人格や個性を尊重し合える心を育みました。

続いて 31 ページ。点字資料では 147 ページの中ほどをご覧ください。「(5) ボランティア活動の支援・推進」では、手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者等を養成するための講習会や各種ボランティア講座を実施し、障がい者の地域生活を支えるボランティア人材の養成に引き続き取り組みました。

最後に 32 ページ、点字資料では 150 ページをご覧ください。大項目変わりまして、「7. 行政等における配慮の充実」の項目についてです。

「(1) 選挙等における配慮等」では、選挙管理委員会の取り組みとして、視覚障がい者等に対する選挙広報の点字・音声版での提供を行ったほか、施設等へ入所・入院している人が利用できる不在者投票制度について、ホームページ等でわかりやすく周知を図るなど、障がいのある方の投票機会の確保に努めました。

その下の「(2) 行政機関等における配慮および障がい者理解の促進等」、点字資料では 153 ページになります。につきましては、人事課において市の事務・事業の実施や窓口対応等における障がいのある人への配慮について、職位別の職員研修を実施したほか、障がいのある職員本人や、職場で支援にあたる管理監督者の相談窓口として、「障害者職業生活相談員」を選任し、相談対応や関係者間での情報共有を行い、障がいのある職員が働きやすい職場環境となるよう取り組みました。

長くなりましたが、資料 1 の説明は以上になります。

(有川会長)

ありがとうございました。いったんここで切って質問のほうがいいみたいなので、そのように進めさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、私のほうで先ほど「まとめてご説明いただいてから」というふうにしておりましたが、少し丁寧なご説明が今ありましたので、ここで一度切らせていただいて、ただいまの事務局からのご説明に対して、ご意見・ご質問などございましたら、ここでお願いいたします。いかがでしょうか。栗川委員、お願いいたします。

(栗川委員)

視覚障害者福祉協会の栗川です。いくつか感想も含めてご質問させていただきたいと思っています。

まず、明生園の事件に関してなんですが、ご説明いただいた中身では、まったく何が起って何が問題だったのかというのが、私にはわかりませんでした。有川会長もおっしゃっていましたが、「不適切な支援」という言葉が異様に感じて、その中で「虐待」という言葉も出てきたので、ひょっとしたら虐待が起って、そのことを「不適切な支援」という言葉で表現しているのかなというふうに想像もしてしまって、本当にわからなかったのがご説明、何が起ったのかということについて、それに対してどういう認識でどういうふうな対応をされたのかということについて、わかるようにご説明をお願いしたいというのがまず1点です。

それから、今の計画の途中の進捗状況ということですので、そういう点では、いっぱいご説明をいただいた各項目の個別の中身のさまざまなことの総括は、またこの途中経過を見ながら今後へ向けてやっていけばいいことなのかなとは思いましたが、ただ問題設定そのものの自体がどうなのかということを感じる点がいくつかあって、それはそういう点では、次の第5次の計画を策定するときの問題設定の視点というか、そういうところにもかかわってくるかと思ったので、この審議会の中で私としては繰り返し述べていることも含めてになりますけれども、今日のご説明、あるいは資料から感じたことを少し述べさせていただいて、それにかかわって質問をしたいということが計画に関してあります。

まず、私の体験からもう一回言わせてもらおうと、この間参議院議員選挙があつて、私は期日前投票に行ったんですけども、本当に選挙に行くたびに、あるいは役所に行くたびに、非常に不愉快な思いをしてしまうのです。残念ながら。仕組みとしては、点字の広報が事前に配られたりとか、行けば点字投票ができたりとか、いろいろそういう仕組みは整ってはいると思うんですけども、まず1つは、やっぱりその会場の職員の対応が、非常に問題があると感じました。例えば私が行くと、係の人が「書けますか」っていきなり言うんです。僕は最初何言われたのか意味がわからなくて、椅子でも用意してそこに「座れますか」って意味で「かけますか」って言われたのかなとか考えたんだけど、要は「字があなたは書けますか」ということを言ったようなんですね。それでちょっと憚然としながら、「いや、点字投票します」みたいなことを言って案内されまして。点字投票をしていたら、係の人が「投票箱ここ持ってきましょうか」とか今度言うんですよ。「え、何ですか」って聞いたら、「投票箱まで歩けますか」とかいうことで、「いや、ここまでも歩いて

きましたけれども」みたいなことで、そしたらその人が「歩けるからいいそうです」みたいなことを内部で連絡しているのが聞こえてきてまして。何ていうんでしょうか、障がいのある人もない人もともに生きる共生社会の条例みたいな話のところでも、障がいや障がい者に対する理解を促進していきますみたいなことで、そういう取り組みをいろいろしましたということがいくつか表現があって、その取り組み自体は大切なことだとは思いますが、理解を求める理解の中身といいますか。障がいや障がい者というものを、そもそも新潟市自体はどうとらえているのかということに、いつもいつも違うものを感じてしまうということです。それは何なのかなということをも自分なりに考えてみると、この計画の中で何度か質問させてもらいましたが、「障がいの予防」みたいな表現がこの計画の中には表題としては残っていたりして、だから障がいとか障がい者というのは、心身に欠損、損傷があって、そのことのせいでいろんなことができない、能力の低い、あるいはいろんなことができない人で、その人たちはかわいそうだったりいろいろするので、そういう困っている人に対しては優しく助けてあげましょうみたいな、そういう障がい観、あるいは障がい者観。それは一般のいわゆる障がいのない市民とは別の、特別な被保護の対象としての障がい者という見方というのが、根っこにまず非常に強くあって、そういうことが親切にしようとか、支援をしようとか、優しくしようとか、対応しようとかっていう対応にあうときに、必ずいわば上から目線というか、あるいは人権としてのさまざまな活動や参加をしようとするときに、特別な配慮をしなきゃいけない人たちみたいなことのアプローチをされちゃうもんだから、常に常に何か違和感を感じてしまうということだと思うんですね。

だから、新潟市の条例も、あるいは国の障害者基本法や差別解消法にしても、あるいは国連の障害者権利条約にしても、まず根本精神みたいなところに、やっぱり人間としての尊厳とか人権とか、あるいはいわば多様な人間がいるうちの一種の、その中に多様性があって、その多様性のある人間が生きていこうとする、その中にそれぞれに尊厳や人権というのがあって、でもその人たちのこういうさまざまな課題というのが、特に社会的障壁の中から生じてしまうから、その社会的障壁をなくすのは社会に役割だみたいな、そういう基本的な見方みたいなものがあるわけだけど、そこが吹っ飛ばされて、かわいそうな障がい者を助けてあげましょうみたいなアプローチのほうだけが出てきて、そういう意味での障がい者理解みたいなことが繰り返されれば繰り返されるほど、いい方向じゃなくて、意地悪や虐待は、それはしないほうがいいに決まっていますけども、それはいけませんよ、優しくしましょうということなんだけど、でもその中で1人ひとりの尊厳や人権がマイクロアグレッションというか、日々の対応とか態度とかちょっとした言葉とかで、傷つけられ続けるみたいなことが起こってしまう。こういう状況があるのではないかな。

だからそういう点では職員研修も一生懸命されていたり、いろいろ取り組みをされるんだけど、その取り組みをするときの、皆さんにわかってほしいこととか理解とか、そういうことの基本のところ、言ってみれば障がいの個人モデルというか医学モデルというか、そこから離れてなくて、それに基づいてやっていっても、より障がいのある人とない人との隔たりとかということが埋まらないばかりか、大きくなってくのではないかなということを感じてしまうということでもあります。ちょっと話が अच्छा अच्छा 行っちゃいましたけども、そういうことをどうしていったらいいのか、僕としてはちょっと絶望的な気持

ちもあるんですけど、絶望していてもしょうがないので、何とか少しでも前に進めるためにどうしたらいいのかというのを、皆さんのお知恵の中で少しでも前進できればというふうに思います。

それからちょっと細かい点になりますけど、視覚障がい者の情報保障にかかわる部分ですが、障がいのある人に対する情報アクセスや情報保障に関しては、手話や要約筆記等々聴覚障がいのある方に関しての記述はかなりあって、恐らくその部分は充実しているんだろうなというふうに思いますが、視覚障がいのある人間に対しての情報保障の取り組みについては、残念ながら、僕として見落としているのかもしれませんが、今回の計画の進捗状況の中では見つけれませんでした。何かやってらっしゃるならそのことも書いてほしいし、あるいは教えてほしいと思いますし。ひょっとしたら国の制度みたいなのが、手話通訳者の養成とかに関しては根拠法がかなりしっかりしているけれども、視覚障がい者の点訳やら音訳者の養成に関しては、地方自治体の義務になってないとか、そういう仕掛けの問題なのかもしれないし、そのところはわかりませんが、でも扱いとして情報保障していこうという、その権利保障をやっていこうということに関して、実際誰がどのようにやるのかという問題について、どうなっているのかというのをちょっと教えてほしいというのが、細かい点としてはもう1点あります。

それから最後にもう1つは、これもこの審議会で繰り返し言っているところ、特に去年の能登半島地震のあとは、この審議会でもテーマになっていますけれども、本当に災害が起きたときに、僕らは逃げることができるのかというところが切実な問題としてあって、今日のこの資料を読んでも、市としては要支援者名簿をつくりました、各自治会やそういうところにその情報を提供して、あとは共助の精神で頑張ってくださいという、そういう仕掛けの話になっているように思えるわけですが、それで本当に市として、障がいのある人が災害のときに逃げて助かることができると思いますのかというか、その部分の想像力といいますか、リアルに具体的な場面場面に対して、市として何ができるのか、何をしなきゃいけないのか。あるいは共助というようなことをおっしゃるけれども、その部分を実動させるためにはどうしたらいいのかとか、その部分については今日の資料の中でもよくわからなかったもので、説明をまたお願いします。長くなりました。以上です

(有川会長)

はい、ありがとうございます。まず1点目が、明生園についての説明が1つございました。あと、もう1点はやはり理解の問題、関連する話だと思うんですけど、障がい者の理解というところを、どこにポイントを据えているのか。常に支援や介助の対象としてという見方になっていやしないかという部分のご指摘だったかと思います。

それとあとは、視覚障がい者の方の情報保障にかかわる部分についての説明が、やや不足しているような印象があるということと、関連するところとしては、災害時にかかわるところですね。やはりその点について、要支援名簿の作成という点については先ほどの説明があったかと思います。その際に共助という点が説明にあったと思うんですけど、この点について、具体的に共助といって何をどう実動していくのかというところの視点というところが、今ご質問の中にあったかと思います。この件につきましていかがでしょう

か。

（事務局：障がい福祉課 榎本課長）

ご質問ありがとうございます。障がい福祉課長、榎本です。私のほうからは、1点目の明生園の件と、1つ目の理解の部分についてお話しさせていただきます。すみません、こちらのほうから、報道も出ていたものでかなりはしょってしまって、今回初めてお聞きになる方もいらっしゃるかと思う部分が抜けていましたので、具体的にどんなことがあったか、言い方も「不適切な支援」とか、公表するときも確かに「不適切な支援」なのか「不適切な対応」なのか、言葉の部分についてはかなり現場とも話をしながらというのはあったのですが。

まず具体的に、8件と言っていましたが、全部8件まではいかないまでも、どんなことが明生園であったかというところをお話ししたいと思います。その前提に、明生園というのは生活介護の日中活動の施設でして、実態としてはかなり重度の知的障がい者の方の生活介護の施設になっています。かなり意思疎通も難しいような方もいらっしゃるような施設ではあるというのが、まず明生園の事業所としての部分があります。

そういう中で起きたことということでございますが、何件か、8件のうち具体的な話をいたしますと、例えば夏場の水分は重要だと思って、利用者の水分補給の際に、目をつぶってらっしゃる利用者の方がいたので、いったん揺り起こして「水分補給だから」と言ったのですが、なかなか目を覚まされないというか、起きなかったもので、平手で頭をちょっと叩いて起こすようなことをしたみたいなことということも、具体的にあったケースの1つであります。

また、明生園というのは送迎バスが希望者にとってはありまして、その送迎バス乗車時に、コロナの部分も、今若干落ち着きはありつつも、消毒用のスプレーをバスに乗るときにするんですけれども、それを手以外に、体や顔にも吹きかけたというようなことが実際にあったケースです。

あと、他の利用者の声に敏感で、ほかの場所へ行こうと急に動くような利用者に対して、そこで従事していた職員の方が、ほかの利用者も見てなきやいけないものですから、手が離せないというところもあったために、行かないように壁に押し付けてきつい口調で注意したというようなこともございました。

また、利用者が掲示物などをいじる特性みたいなことがある方がいらしたときに、その行動を止めようと思って、職員のほうで首元をつかんで引っ張って、相談室へ移動させて、きつい口調で注意したというようなことも、事例の中にあったケースでございます。

主なものは今のような形ですけれども、言い訳にはなりません。支援の中で、なかなか職員のほうも大変な状況の中で、ご本人がもし走り出して転んで怪我するとか、そういうご本人の安心・安全を守るためとはいえ、実際に言動でそういうことがあったというのは当然「不適切な支援」と言っていますが、いわゆる虐待というふうに見られるような行為というふうにならなければ判断して、ただこれをすぐ公表しなければいけないのに公表できていませんでした。明生園も市の施設であり市の職員なので、市の職員がしたということで、全庁的にわれわれ新潟市では、例えばよく新聞に出るのは個人情報漏洩したとかいうときもそうですが、議会に報告した上で報道に公表するというルールがありますが、そ

の認識が抜けており公表されていなかったのも、明生園の職員がこういうことがあったということを、このたび公表をしたというふうな位置づけにはなっています。

こういうことが起きないためにということで、先ほどの説明ではグループ支援体制の見直しと簡単に言ってしまいましたが、現場のほうでも、起きたときはそれを共有して起きないようにという話はしていましたが、対策を具体的に考えますと、やはり1対1の支援、当然利用者に対して担当はいるんですが、その人だけでとなってしまうと、なかなかやはり1対1の中で、人と人という中で支援が難しくなったりするので、今回複数の職員でそれぞれ利用者の特性を理解し共有して、担当だけではなくてほかの人もしっかり見ていて、複数の方で見ながら、危ないことがある場合はすぐに話に入って一緒に支援するということをお互いにやれるように、支援のグループをもう少し大きくして、複数の支援員で見ながら声を掛け合えるというような体制に改善して取り組んでいるところです。

併せて、そもそもの意識の部分というところもあるんですが、先ほどお話ししたように、外部の大学の先生にも虐待防止委員会に入ってください、全職員への研修も適宜していただくことによって、意識の部分と先ほどの支援の仕組みの部分の両方で、今後二度と発生しないようにしようと取り組んでいる状況でございます。冒頭の説明が簡略化しすぎまして申し訳ございませんでした。明生園の件につきましては、以上になります。

1つ目のほうの、障がい者の理解につきましては、おっしゃるとおり、なかなか現場それぞれのところでどこまでその辺の意識というものがしっかり伝わっているか。われわれからすると、それはやはり研修しましたとかいう話のレベルですけれども、いざ現場となると、今委員が言われるようなことが、今日に限らず前からあると言っているのも、前からあって、同じようにお話をいただいてもあまり中身が変わっていないという状況が本日聞けたというところで、そこを本当にどういうアプローチで、どういうふうにすると理解が進むのかというところを、単なるやればよいという話ではないので、少しそのあたりは、われわれもそうですし、やはりそういう当事者の方からもあらためてちょっと意見を聞きながら、どういうところにちゃんとポイントを決めて話をしていくかというところが、それがまたわれわれ市だけでもかなり現場というかがある中で、どういうふうにやったらそれぞれの職場で伝わるのかというのを、いま一度あらためて考えなければならぬかなというふうに感じています。

ちょっとすみません、具体的に今「こうしていきます」までなかなか言えないのですが、あらためてそれを課題認識として、われわれみんなで持たなきゃいけないものなのかなというふうに認識したところです。

（事務局：障がい福祉課 石原管理係長）

障がい福祉課管理係の石原と申します。ご質問いただきましてありがとうございます。私からは、視覚障がい者の方に対する情報保障と災害、共助につきまして、お答えをさせていただきますと存じます。

まず視覚障がい者の方に対する情報保障につきまして、資料1に細かい記載が確かにそれほどはなかったと思うんですけれども、だからといって何もしていないというわけではなくて、私ども点字での広報もさせていただいておりますし、あと細かい情報を持ち合わせてはいないんですけれども、点訳につきまして、スキルを学ぶような、講習会のような

ものも、関連団体の方に委託をしてやっておりますし、あとは視覚障がい者の方が白杖などを使って行動している際に、こういった行動ができるかといったところを、またそれも団体の方と一緒に進めておりますので、資料にないような取り組みもさまざまやっております。

続きまして、災害の際に実際に逃げることができるかといったところと、要支援者名簿と共助の関係ですけれども、まず要支援者名簿というものを各自治体がつくるところが義務になっております。新潟市においても名簿をつくって、警察や消防と共有をしておりますけれども、この名簿をつくるのは基本的な段階で、それをベースにして、実際にどういうふうに避難をしていくかといったところが大事なところと考えています。

具体的には、共助というと、よく思い浮かぶのが自治会ですとか民生委員の皆様ですけれども、その方々だけですべて解決するかというと、そうではないので、その要支援者名簿をベースにして、個別の避難計画で、私はどういう助けを借りてどこに避難するかというところを個別に考えていかないと、やはり確実な避難には結びつかないので、そこは防災課と一緒にさらに個別避難計画の策定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。私からは以上です。

(有川会長)

はい、ありがとうございました。栗川委員のほう、何かございますか。いいですか。

(栗川委員)

ありがとうございました。いろいろ深い問題がいっぱいあって、どうしていったらいいかということについて、即名案のようなものは僕自身も持ち合わせてないですし、今伺っていると、市のほうとしても「どうしましょうか」という状態であるということはわかりました。ただ、いろいろ大きい問題がいっぱいあるので、そうですね、また議論をしていく、まずは議論していくしかないのかなというふうには思いました。

それから細かい点でいうと、やはり情報保障のところですが、その業務というか仕事をやる人、手話通訳だったら手話通訳をやる人を養成をしていくということを、単に民間に任せるのではなくて、市のほうも、これは障がいのある人の権利保障として、いわば責任を持ってやるということであるとするならば、視覚障がいのある人に対しての情報保障も、いわば権利保障として市としてやっていくという、そういうことの中で位置づけて、人の養成といいますか、その部分をしてほしいですし、資料の中に出てこないということは、項目として、それが市としての役割としてあって、それができたとかできなかったとか、そういうことの評価のポイント自体になってきますから、項目から落ちてしまうと評価自体の対象になりませんので、そういう点では何でこの点訳やら音訳やらテキスト化やら、さまざまな視覚障がい者に対する情報保障という項目自体が立っていないのかというか、その部分をもう一回見直してもらわないと、多分同じことが起こってくると思いますので、その部分、ひょっとしたら何か法的な根拠みたいなところで違いがあるのかもしれないですが、そこも含めて、でも実際のユーザーといいますか、1人ひとりの生活をしている人間からすると、自分にだけ情報が来ないみたいな、あるいは情報を得ようとしても、それがそこに社会的なさまざまな困難があるという人があるというもの

に対して、どう情報を保障していくかという点で言えば、やっぱり大事なことはあると思うので、その部分項目として立てながら、どのぐらい今うまくいっているのか足りなのかみたいなことが、ちゃんと検証できるようにしてほしいなというふうに思います。以上です。

（有川会長）

はい、ありがとうございました。100 人の障がいのある方がいれば、100 のニーズがきつとあって、それを 1 つの言葉でなかなか説明していくのが難しい、理解という言葉の中でしていくことはきっと難しいというところがひとつあるかと思いますが、先ほどの投票のところでの話を伺う限りでは、やはりそこに必要だったのは対話とかコミュニケーションとか、その部分からまず始めていく必要性があって、何が必要だということを初めから決めてかかってしまうというところが、非常にひとつ大きな課題があるのではないかとこのところをちょっと感じました。それは私の個人的な感想です。

ほかにいかがでしょうか。中島委員。

（中島委員）

中島と申します。よろしくお願いいたします。前回だったか前々回だったか、同じようなことで同じような質問を差し上げたと思います。それはピアサポートということですね。ピアサポートというのは、要するに当事者同士の連携だとか、それをちゃんとした有機的に動かして施策の中に取り込んでいくとか、そういう意味です。今回これを読ませていただいて、これがあまりにも少ない、言及しているのがあまりにも少ないということが第一ですけど、唯一ありますのが、「(5) 地域生活を支える人づくり」、その中で、②精神障がいにも対応した地域保護ケアシステムを構築するために、当事者、家族、医療・保健・福祉関係者による協議の場うんぬん。それに対してどのようなことをやった、実績ということでは、「より良い共助の仕組みを目指し、当事者団体等とともに、当事者等交流会『みんな de ピア交流会』を開催しました。当事者交流会「みんな de ピア」はどのような。はっきり申し上げると、こんなのピアサポートの運動としては、全然入り口にも入ってないような話です。要は、当事者の皆さんが顔と存在を認識し合って、ひとつ仲良し会をやりましょうというだけの話ですよ。で、これから私が言いたいことを全部言ってしまう時間がなくなるのでしょうがないので、新潟市としては、障がい者のピアサポートということに、どのような基本的な考え方を持ってらっしゃるのか、ちょっとお伺いしたいのですが。

（有川会長）

はい、ありがとうございました。いかがでしょうか。

（事務局：障がい福祉課 榎本課長）

ご質問ありがとうございます。具体的に今の計画の中に、ピアサポートについて、委員からすればほとんど触れていないという中で、市としてピアサポートについてどう考えているかというところは、ちょっとすみませんが、いま一度ちゃんと勉強して、あらためて

説明させてください。

今、ピアサポートの部分については、どうしているかというところ、こころの健康センターで事業レベルではあるので、そこは今ちょっと説明させていただきますが、おっしゃるとおり、根幹となる市としてどういう考えのもとに、じゃあ今このレベルでしかないのかとか、そういうあたりは、私の中でも思いだけで答えてしまって違うとまずいので、あらためて、すみませんが、確認させていただいてからお話しさせていただきたいと思っています。なので、いったん事業の話だけ、まずはお話しさせていただきます。

（事務局：こころの健康センター 福島所長）

今の部分、事業についてになりますが、「新潟市精神障がい者の地域生活を考える会」という会を行っております。この中で、ピア活動班というワーキンググループがありますが、ここには支援者の方2名と当事者の方が4名、また事務局としてこころの健康センターの職員も入って、活動について検討しています。

ここでは、ピアサポート全体を考えると、ピアサポートの育成といったところを行っているというよりも、当事者の方に参加していただいて、当事者と支援者、またそこにご家族も入って交流していくところで、どんなことができるかを考えています。

当事者同士の交流会、家族同士の交流会、また昨年度は当事者と家族の交流会という形で、交流会を企画して開催いたしました。

また、精神科病院に入院している精神障がい者の方との交流会というのも企画はしたのですが、昨年度は日程等調整ができず、病院に入院している方との交流会はできませんでした。そこで、当事者の方のリカバリーストーリーをまとめた冊子をつくって、それを病院のほうに届けて、患者様に読んでいただくといったことをしています。

この事業としては、会としてピアサポート全体を考えるとということではないということになりますが、当事者の方、ピアサポーターの方々とまたご家族、そして支援者、いろいろと集めた支援策の中で、幅広く顔をつないで、病院に入院している方等に働きかけていって、地域でこんな生活をしているよとか、そういったことを入院している方にもご理解いただけるよう。また、孤立しているご家族等に当事者のお話を伝えるとか、そういったいろいろな立場の方々の間をつないでいく、顔の見える関係をつくっていくことを目指して、事業を展開しているところでございます。

ご家族とか、入院している方とか、当事者の方とか、情報が行き渡らないとか、偏っているとか、関係がつくりにくいという声を頂きまして、これを当事者主体の目線で企画をしているというところでございます。

（有川会長）

ありがとうございます。中島委員、お願いします。

（中島委員）

回答ありがとうございます。ちょっと今のご発言に対して、私の感想というものを言わせていただきます。今、こころの健康センター所長から、福島さんからお答えいただいた。これはわれわれが30年前からやっている家族会や、当事者の中でやられていること

です。ついこの間、新潟市において「きらりの集い」という、総合福祉センターでやられました。約100人近い人たちが集まって、もちろん体験発表やそういうことも、みんなして歌を歌ったり、音楽を楽しんだり、自分の体験発表をやったりというような催しものがありました。私は直接的な事務局ではなかったのですが、どのような形で新潟市と接触をしたのかはちょっと存じ上げておりませんが、そういった大きなうねりを的確にキャッチしていただいて、それをいかに市の施策の中に取り入れるかということは、これはぜひともこれからアンテナを立ててお考えいただきたいと思います。ピアサポートそのものは、非常に今大きなうねりになっておりますし、またその代表的な理論家であります、相川章子さんというのは、若いころは新潟県の施設で働いていた方でいらっしゃいますし、またずっと何回も、年に2～3回は新潟で講演やシンポジウム等で出られる方です。新潟県のほうでは何度か呼ばれたというか、呼ばれていますよとおっしゃっていましたので、別に相川さんがどうのこうのとは言いませんけれども、情報ソースはいくらでもありますので、その辺からもう一回、障がい者の地域生活の中の根底にあるものだという意識の上で、お取り組みいただきたいなと思います。よろしくお願いします、

(有川会長)

ありがとうございました。まだ議事案件もう1件残っていますので。高橋委員。

(高橋委員)

たくさんあって申し訳ないんですけど、時間があまりないということなので、細かいことで申し訳ないんですけど、資料の3ページの上のところで、発達の協議会というのが昨年度は行われませんでしたというのが書いてありまして、それが体制不十分でと書いてあるんですけど、昨年度だけが不十分だったのかどうかはまずわからないのと、開催されないのであればされないで、連絡を頂きたかったというのと、その開催されないがゆえに、その JOIN さんでやっている内容がまずわからないし見えてこないの、もし今後もしのようにあるんだったら、例えば JOIN さんのホームページに載せていただくというようにとか、あとは JOIN さんの事業報告というのが新潟市のほうにあげてあると思いますので、そちらのほうにぜひあげていただきたいなというのがあります。

それと、いろんなところにかぶっているの、どことは言いませんけど、意思疎通とか決定の支援とかというのがあるんですけど、私の息子のように、発達障がい知覚障がい、その知的的部分がとても重いとなると、本人の意思を読み取るということとか、言葉をしゃべることが、話し言葉を持っていませんので、本人のものを理解するというのはものすごく困難です。疎通とか決定とかいうのはたくさんこういうところには載ってくるんですけど、じゃあそのためには何をやるのかとか、どうしていくのかというのは一切載ってなくて、そのためにはものすごい子どもの小さいころから練習をしていかないと、積み重ねていかないと、本人の意思とか決定なんてのは出てこないの、そこは新潟市としてはどういうふうに考えているのかというのを教えていただきたいです。

あと、もう2ついいですか。新潟市のほうの講座で、障がいのある人の被害を、消費者被害を防ぐためにということで、市政トークとかという講座を開いてというのが書いてあるんですけど、それはさわやかトークとかそういうのというのは申し込んでやってもらう

ものなので、申し込まない限りは、その被害についてとかどういうことがあったというのは教えていただけないというのではなくて、障がい者が利用しているところの事業所であるとか、グループホームを運営しているところとかに、障がいのある人がこういう被害に遭いましたというのを通知していただいて、「このような被害に遭っています、注意してください」みたいなのを各々に知らせていただくというようなことはしないのでしょうか。

あと最後にもう1個、先ほどおっしゃっていた選挙のことなんですけど、知的障がいの人には選挙に来ないというふうに、どうも選挙のほうでは思っているみたいなので、息子を連れて行くともものすごい大変なんです。抱え込まれたりとかして。だから知的障がいの人には来ないものだと思っているのでしょうか。そこの支援はどのように考えているのか、もう一度考えていただきたいです。よろしくお願いします。

(有川会長)

ありがとうございます。4点ございますけれども、かかわるところは、意思疎通と選挙のところは同じ内容になりますかね。はい、ということになります。あとは、体制上の問題でできなかった事業は、それは体制、昨年度に限ってのものなのかというところについてのお話と、あとは被害にかかわるところの話、具体的な話としてにくいところあるかもしれませんけれども、回答できるような範囲でお願いいたします。

(事務局：障がい福祉課 大島就労支援係長)

事務局の就労支援係の大島と申します。よろしくお願いいたします。発達支援協会のほうの過去の状況ですけれども、昨年度は開催されませんでした、その前の年とその前の年ということで、回数はワーキンググループとかその辺の会議のほうは開催しております、実際のところは、私この春から来まして、6年度を調べてみましたら、一応そのような状況でした。このたび、新潟の市議会6月の定例会におきましても、その辺のことを山際議員のほうから、発達支援協議会については、今後新潟市でどういうふうに取り組んでいくのかというような質問もございましたので、その辺にあたりましては新潟市が主体となりまして、これからこういった課題があって、どういうふうな形で支援団体の皆様と、あと事業所、それから各種いろんな団体がございますが、そのつながりをどのようにしていけばいいかというあたりを、これから今年度進めてまいりたいと思っております。事務局のほうからは以上になります。

(事務局：障がい福祉課 榎本課長)

障がい福祉課長榎本です。続いて残りの3つについてです。1つ目は、発達や知的な障がいがあって意思疎通が難しいというお子さんのことですが、おっしゃられたとおり、本当に小さいうちからそういうふうにかかわりながら、なるべく自立に向けてというのが一番で、子どもさんの成長に合わせて、大きくなってからはなかなか難しいのは昨今の状況でもわかるところでありますので。今本当に、例えば健診ですとか早い段階で、以前よりはそういう方が比較的確認しやすい状況ではあるので、当然早いうちからそういう関係機関で、かかわりながら取り組むというのが、本当にざっくりした言い方しかないんですけど、市としても当然そうやっていかないと、なかなか成長に合わせて、成長して

から急にというわけにはいかないものですから。ただそれも、おっしゃるとおり程度もありまして、お生まれになってからかなり重たい方もいれば、ちょうど境目、グレーみたいな方もいらっしゃる中ではあるんですけれども、どちらにしても早いうちから関係機関とかかわりながら、例えば保育園から小学校に上がるとか、小学校、中学校を出られる、ステージが変わるときに、そのつなぎ目を、関係機関でしっかり本人を理解しながらやっていくみたいなところも、当然成長に合わせて必要だと考えています。その辺の部分については先ほど言いましたように、発達支援協議会の中でもあらためて仕切り直してですが、市のほうが中心になってやっていこうと思っていますので、今のお声も踏まえながら、いろいろご意見聞きながら取り組んでいければと思っています。

続いての消費者の被害については、おっしゃるとおり、今だと書かれているとおり、お申し込みいただかないと説明に行かない形なので、もう少し簡単にそういう被害状況、消費生活センターとかいろいろ情報が入るところがあるかと思うので、そこを話しながら、そこは障がい者だけではないんですけれども、被害にあったというような情報が直接入れば、よりそのほうが伝わるので、そういうものがどういう形でできるかは、今のお声を頂いたので、考えていければなというふうに思います。

最後、選挙の話は、栗川さんのときにも申し上げたんですが、言い訳になってしまうんですけど、選挙もそれぞれ投票所が全部の部局がやっている中ではあるのですが、そこは何のためにとか、より具体的に言ったり、指示していかないと、選挙その日限りみたいな感じになってしまうので。そういう方も投票に来られるということも踏まえて、そもそもの根底の理解の部分と併せて、そこがいろいろな現場で、窓口の手続きや選挙の投票の場で、どうやったらそういう意識がしっかり職員それぞれまでに伝わるかというやり方を、今すぐは言えないのですが、あらためてそういう部分はやっていかないとというふうには、課題としては思いましたので、どういうふうにやれるかを考えていければと思っています。以上です。

(有川会長)

ありがとうございました。よろしいですか。ありがとうございます。すみません。もう1件の議事のほうの件がございますので、ここで次のほうに進めさせていただきたいと思っています。

5. 議事（2）第7期新潟市障がい福祉計画・第3期新潟市障がい児福祉計画の進捗状況について

（有川会長）

（2）のほうの案件は「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の振り返りについて」になります。資料2と資料3についてご説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

（事務局：障がい福祉課 榎本課長）

続いて資料2「第7期新潟市障がい福祉計画・第3期新潟市障がい児福祉計画」の数値目標の達成状況についてということで、また順になんですけども、資料を追うような形で説明をしていきたいと思っています。全体で言いますと、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画では、今回全部で22項目目標を設定していますので、そこから順にお話をしていくようになります。

では早速ですが、1ページ、点字資料では1ページ中ほどになります。1つ目が、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」ということで、地域生活移行者数および施設入所者数を指標として設定しているものです。地域生活移行者につきましては、令和4年度末の施設入所者数596人を基準といたしまして、令和8年度までの3年間までに27人、割り返しますと、1年あたり9人を地域生活移行するということを目指しているところであります。

その実績については、点字資料の4ページになりますが、（2）実績では6年度の移行者というのは4人ということで、単年度の割り返しの9人には、目標に至っていないということでありました。また、施設入所数につきましては、国の基本方針では削減するという方針ではありますが、新潟市におきましては、令和4年度末で待機者が176人いたということから、令和8年度末の入所者数の目標につきましては、5年度末の時点の目標値である639人を維持すると。国の流れでいう「減らす」ということではなくて、「維持する」という目標に設定しているところであります。それについての実績ということでは、6年度末の入所者数というのは592人というふうになっています。市内施設の定員というのが約480人でありまして、市外施設に入所している方も含めると、市内市外各施設の入所者数というのは近年600人前後で推移しているという状況であります。今後も、重度者向けグループホームの整備をはじめとした、いわゆる受け入れ側のほうですね、それは。地域移行に向けた取り組みを進めながら、入所待機者の削減につなげていきたいと考えています。

続きまして、飛んで3ページ、点字資料では5ページをご覧ください。2の「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」という項目になります。

はじめに「①精神病床における早期退院率」でございますが、こちらは令和8年度における、精神病床入院者の退院率についてなんですけれども、入院後3カ月時点で68.9%以上、6カ月時点で84.5%以上、1年時点で91%以上とすることを目標として、当時設定したものでございます。ただ、これの検証というのが、新潟県のほうで出しているデータを基に評価をしていくというふうなことで考えていたところ、今、県のほうが令和4年

度以降のデータというのが公表されなくなりまして、なので端的に言いますと、6年度どうだったという話が、今判断も何も、数字が確認できずにできてないというのが実際のところなものですから、実績の表記がないというふうにはなっています。

ちなみに直近の令和3年度の実績で言いますと、3カ月時点での退院率は63%、6カ月時点では86%以上、1年時点では93%というのが直近の、令和3年度の状態ではありますが、今のところ数字が追えないものですから、今回実績の部分では言及ができないですけれども、今後これをどうしていけるかは、引き続き考えていければと思っています。

続いてその3ページの下段、点字資料では6ページ中ほどになります。「②精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの取組の推進」という項目です。精神障がいのある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、当事者、家族、医療・保健・福祉等で包括的な支援について協議を行う「新潟市精神障がい者の地域生活を考える会」において、年2回の開催を通じてということと、当事者団体との共同事業を4事業実施するという目標でございます。

実績につきましては、点字資料においては8ページになります。令和6年度につきましては、年2回の会の開催、および当事者団体との共同事業は3事業ということで、4事業という目標には一部達成することができなかったという状況であります。精神科病院に入院中の方も含めまして、精神障がいのある方が安心して地域生活を送ることができるよう、住まいの支援や居場所の確保、情報発信等、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に資する取り組みについては、引き続き推進してまいります。

続いて4ページ、点字資料では8ページ中ほどになります。「地域生活支援の充実」という項目です。

はじめに「①地域生活支援の充実」についてですが、これにつきましては、令和8年度までに地域生活支援拠点等を整備することに加え、機能の充実を図るため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制および緊急時の連絡体制の整備、および年1回以上運用状況の検証・検討を実施するという目標になっています。

本市では、平成30年度に地域生活支援拠点等を整備し、現在国が示す5つの機能を全市的に展開しているという状況になりますので、実績の欄につきましては「有」ということで、令和6年度時点で達成という評価をさせていただいたところです。今後も、各区自立支援協議会における協議や拠点事業所連絡会議の開催により、実施状況の確認や課題の共有を行い、一層の機能の充実を図ってまいります。

続いて5ページ、点字資料では13ページになります。「②強度行動障がいのある人への支援体制の有無」という項目でございますが、強度行動障がいのある人やその家族を支援するための夜間休日の相談支援事業や、強度行動障がいのある人を支援する支援者の研修を通じて、現状や支援ニーズを把握し、関係機関が連携した支援体制を整備するということで、実績のところありますとおり、令和6年度においては目標を達成しているという評価をしております。

続いて「4. 福祉施設等から一般就労への移行等」という項目でして、その項目が結構多岐にわたって、資料でいうと6ページから12ページ、点字資料では15ページから29ページまでそれぞれ項目がわたるんですけれども、就労に関する成果目標ということで順

に説明してまいります。

はじめに6ページ、点字資料では15ページです。「①福祉施設から一般就労への移行」です。こちらは8年度の目標値、一般就労移行者の目標値を194人以上という目標を設定しておりますが、6年度については207人ということでした、8年度、その時点での年間の目標という設定の仕方ですけれども、6年度においてはその人数を上回るという人数になっております。

続いて7ページ、点字資料では17ページ上段になります。「②就労移行支援事業から一般就労への移行」という項目になります。これも8年度時点での単年度の目標というのを137人以上というふうに設定をしておりましたが、6年度につきましては135人ということで、8年度時点ではないですが、今の8年度時点での目標を若干下回るような数字となったところであります。伸びから言いますと、4年度が122人、5年度が133人、6年度が135人という3カ年の状況でありました。

続いて資料の8ページ、点字資料では19ページになります。今度は「③就労移行支援事業利用終了者の一般就労への移行率」という、これは率での目標になります。8年度における一般就労移行の達成事業所の割合を、事業所の50%という設定にしています。達成事業所というのは、一般就労を移行した人の割合が5割以上だと「達成した事業所」というふうに整理をした上で、その5割以上というふうな、達成した事業所が就労移行支援事業全体の事業所のうちで8年度においては50%以上というのが、目標の設定の仕方があります。実績は、その下(2)にありますとおり、6年度におきましては、全体で事業所の50%以上というところは、6年度では74.1%と、目標を上回る数字となったところでもあります。

続きまして9ページ、点字資料では21ページになります。「④就労継続支援A型事業から一般就労への移行」という項目についてです。目標は、8年度時点で、単年度で24人以上という目標にしているところ、令和6年度の実績は30人ということでしたので、目標の数値は上回っているという状況であります。

続いて10ページ、点字資料は23ページの中ほどになります。「⑤就労継続支援B型事業から一般就労への移行」ということでございます。こちらも8年度の時点で、単年度で24人以上という目標設定でございますが、6年度の実績というのは31人でありましたので、目標のほうは上回った数字になっています。

続いて11ページ、点字資料では25ページになります。「⑥就労定着支援事業の利用者数」についてです。こちらも8年度の就労定着支援利用者数の単年度の人数を181人という目標を設定しておりますが、実績のほうは、6年度の実績は225人という人数になったところがございます。

次に12ページ、点字資料では26ページ下段になります。「⑦就労定着支援利用による就労定着率」についてでございます。令和8年度の目標値につきましては、就労定着率が7割以上の事業所数を、全体の25%というのを目標に設定しているものです。実績につきましては、令和6年度時点で、割合は33.3%と、目標の数字を上回ったところがございます。

以上が、障がい者の就労についての目標についてのお話でございますが、今後も就労移行支援事業所の利用促進を図るとともに、障がい者就業支援センター「こあサポート」で

ございますが、そちらでの就職のマッチング、定着支援など、伴走型の支援や就労定着支援事業を行う事業所の確保に努めてまいります。

また企業に対しましては、より一層障がいのある人の就労能力や合理的配慮について正しい理解の促進を図り、障がい者雇用に取り組む企業を PR し、障がいのある人の就労機会の拡大につなげてまいります。

また今後、令和 8 年 7 月には、障がい者の法定雇用率が 2.5% から 2.7% に引き上げもされるということもありますので、相談を待っているだけでは、なかなか企業も、大きい企業であればそういう体制をしっかりとできているところもあるんですが、なかなか小さい企業だとそういう部分もありますので、今後こあサポートとも協議しながらなのですが、その取り組みのほうも「PR しています」というだけではなくて、こちらから積極的に入り込んでいくみたいな取り組みも必要かなというふうに認識をしまして、その辺に向けた予算要求とかもあるんですが、その辺の部分も今後考えていければというふうには思っています。

続きまして、資料 13 ページから 15 ページ、点字資料では 30 ページから 39 ページまでについては、「障がいのある子どもの支援の提供体制の整備」という項目になります。障がい児の支援体制に関する成果目標ということでございます。

初めに 13 ページ、点字資料では 30 ページになります。「①児童発達支援センターの設置数」ということでして、目標としては 8 年度末までに児童発達支援センターが「有」という目標になっているので、少なくとも 1 カ所以上あることを目標としておりまして、本市、新潟市においては、すでに福祉型、医療型でそれぞれ 1 カ所ずつ設置をしております。中核的な療育支援機関である新潟市児童発達支援センター「こころん」において、引き続き療育支援や発達相談、地域支援等の体制強化に取り組んでまいります。

続いてその下、点字資料では 31 ページの中ほどになります。「②地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制」という項目です。こちらは保育所等のさまざまな育ちの場で、障がいのある子どもにより質の高い専門的支援を提供する、保育所等訪問支援サービスの提供事業所を 8 年度までに設置するということを目標にしているものです。実績でございますが、現在すでに 6 つの事業所で提供しているということでありますので、目標については達成しているというふうに評価しております。

続いて 14 ページ、点字資料では 33 ページの上段をご覧ください。「③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスの確保」という項目です。8 年度末までに、重症心身障がい児を支援する児童の支援施設を設置するという目標でございますが、実績でございますけど、令和 6 年度末時点で児童発達支援事業所が 3 カ所、放課後等デイサービスが、事業所が 7 カ所というふうになって、目標を達しております。ただ、そこもなかなか定員が空きは少ないということでもありますので、今後も必要な定員数の確保に取り組んでまいります。

続いて、その下の「④医療的ケア児などに対する支援」ということで、点字資料では 35 ページ上段になります。こちらが計画年度である 8 年度末までに、関係機関で医療的ケア児への適切な支援について連携を図るための協議の場を設置すると、また医療的ケア児等コーディネーターを配置するというのが目標になっているものであります。実績でございますが、本市は自立支援協議会の療育支援部会重心・医ケアワーキングにおいて、医

療的ケア児の支援についての協議を行うとともに、医療的ケア児等コーディネーターの養成研修を受講した相談員4名を基幹相談支援センターに配置して、支援を行っているということで、実績評価につきましては達成しているというふうに整理をしています。今後も関係機関の連携、支援体制の充実に取り組んでまいります。

続いて15ページ、点字資料では37ページ上段をご覧ください。「⑤障がい児入所施設に入所する子どもが大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置」ということで、目標にしているものです。実績としましては、そういう協議の場、全体の協議の場という設置ではないのですが、いわゆる個別のケース会議が主に当たるんですけれども、個別に競技の場を関係者で持つことで、関係者間で連携して円滑に移行できるような調整を実際には行っているということでもあります。今これ、「無」というふうに評価になっているんですけど、それは全体としての協議についてはないということなので「無」にしているのです、こういう表記になっておりますが、実際のところはそれぞれ個別のケースについては、調整をしながら移行に向けて取り組んでいるという状況ではありません。

次にその下「⑥教育・保育施設等への発達支援コーディネーターの配置率」ということで、点字資料は39ページになります。こちらは幼稚園・保育園等への発達支援コーディネーターの配置率を、令和4年度は87.2%だったんですけれども、目標年時ですね。それを、目標は増加させるというアバウトな表記になっておりますが、実績としましては6年度末の配置率は91.4%という状況になっております。こちらもし引き続き領域支援体制の強化に取り組んでまいります。

続きまして資料16ページ、点字資料では41ページになります。「6. 相談支援体制の充実・強化等」についてです。こちらにおいても、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の充実・強化および関係機関との連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するという目標でして、本市においては、県域ごとに市内4カ所設置を、基幹相談支援センター設置しておりまして、地域の相談専門支援事業所等の関係機関への専門的な指導・助言ですとか、各種会議への参加等による連携強化など、地域の支援力向上、重層的な相談支援体制の構築に取り組んでいるという状況になります。

その下、7でございます。点字資料44ページです。「障がい福祉サービス等の質の向上」という項目ですが、こちらは障がい福祉サービスの質を向上させるための取り組みに係る体制の構築を、令和8年度末までにつくるという目標になっておりまして、実績については6年度において、都道府県等が実施する各種研修に本市職員が参加し、関係法令や障がい者支援に対する理解を深め、資質向上に努めるということとともに、強度行動障がい者支援に係る研修等の実施により、障がい福祉サービス事業所の支援力の向上に取り組んだということで、実績で「有」という評価をしているところでございます。

最後に17ページ、点字資料では46ページになります。「8. 障がいや障がいのある人への理解促進」です。

はじめに「①新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の普及・啓発」につきましては、令和8年度の条例の認知度を43%以上とするという目標を設定しています。ただ、実績につきましては、6年度の市政世論調査による認知度につきましては、37.3%ということで、目標に届かない状況ということでありました。分析しますと、若

年層の認知度が低いということもありますことから、引き続き福祉教育の促進や、切り口として入りやすい、例えば障がい者アートを活用した「ともにプロジェクト」の取り組みなどを推進するとともに、大学生を対象としたワークショップを開催し、効果的な周知方法についてさらに検討を進めるなど、認知度の向上に取り組んでまいりたいと思います。

その下、下段、点字資料で48ページになりますが、「②学校等を通して新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の普及・啓発」についてでございます。こちら、小中学校において、障がいのある人となない人の交流を通して条例の周知に取り組むものでありまして、回数を令和8年度単年度の時点で26回以上という目標を定めておりましたが、実績につきましては6年度について、障がいのある人を招いた福祉教育などを合計38回実施しておりまして、子どもたちの障がいの理解を深める機会を創出することができたという状況であります。先ほどもお話ししましたとおり、若年層の条例認知度が課題となっておりますので、今のような小中学校等における障がいのある人との交流や、福祉読本を活用した福祉教育の推進など、こちらは教育委員会とも連携しながら周知啓発を進めていきます。

順番に説明しましたが、トータルしますと、先ほど言いました22項目ありますが、6年度時点で8年度時点の目標に達成したという項目は全部で16項目ありまして、全体で言えば72.7%は、6年度時点で達成したという状況であります。資料2の説明は以上になります。

さらに最後、資料3のほうに移りたいと思います。資料3につきましては、「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」のサービスの見込み量に対する実績ということで、数値の部分についてを表にしたものであります。1つひとつ細かいところまでは今回説明しません。全体についての説明をさせていただきます。すでにご覧いただいているところもあるかと思いますが、ご確認いただければと思っています。

全体でお話をさせていただきますと、今ほどお話しした成果目標は先さっき22ですけれども、そこに加えて数値の目標というサービスの提供見込み量ですかね、目標というかサービス提供の見込み量というのを88項目にしまして、年度ごとに設定をしているというところがございます。表の中で判断の1つとしては、どの程度6年度実績で達成しているかを5段階評価で整理をしまして、ちなみに5は100%以上、4は80~100%、3は60~80%、2は60%未満、1はその他ということで1、2、3、4、全部で5分類、1から5にしている表のつくりになっております。

全体の話で言いますと、88項目のうち達成状況5というのは全部で40、達成状況4が23項目、足すと大体全体の7割近くの部分については、6年度時点で設定した見込み量をおおむね提供できているという状況になります。なので、これからちょっと簡単に触れるのは、残り3割の不十分となった部分について、ちょっと簡単に走りばしり説明をしていきます。

最初に、資料の1ページ、点字資料では4ページ下段の「行動援護」という項目と、点字資料では5ページの中ほどになります、もう1つ項目、「重度障がい者等包括支援」という項目が、それぞれ評価、前者は3、後者は1というふうに整理しているものです。こちらにつきましては、ヘルパー人材の確保や利用者のニーズに応じた事業所の確保という

ものが課題となっておりまして、行動援護については、新型コロナウイルスの影響も少し残っておりまして、前年度と比較して利用人数、利用時間が減少しているという状況であります。

なお、重度障がい者等包括支援につきましては、実施している事業所がない状況であります。一事業所で全部はできないのですが、他のサービスを組み合わせて対応しているという状況はあるものですから、1ということで、評価の数字で何パーセント達成したということではなく、その他という分類をして、そのような1というふうに数字を振っているところでございます。

続いて、飛びまして資料の4ページの上の部分、点字資料では28ページの上段になります。「発達障がい者支援地域協議会」についてです。先ほどまさに話がありましたとおり、関係機関との課題の整備や協議会の運営組織体制の部分が不十分ということで、計画どおり開催できなかったものでございます。先ほどもちょっと触れましたが、今後は市が中心となって、関係機関と課題の抽出ですとか、今後の進め方とか共有しながら、支援体制の充実に向けて努めていきたいと思っています。

最後に、その同じ4ページの上から3つ目、点字資料では30ページ上段になります。「発達障がい者支援センターおよび発達障がい者地域支援マネージャーの関係機関への助言」についてです。関係機関による対応困難な事例等に関する相談というものの自体が、6年度については実際に実績としてなかったため、引き続き、それがなかったというのは本当になくてないのか、そういうことが知られてなくて相談につながっていないのかという面もあるかと思っておりますので、引き続き周知に努めていきたいと思っております。長々となりましたが、説明は以上になります。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、何かご意見やご質問等ございますでしょうか。はい、中島委員。

(中島委員)

どうも大変な量のご報告ありがとうございました。1つだけ簡単に聞くことがございます。「2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」、3ページ目ですね。精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの取り組みを推進というふうなもの、これだけ具体的なものがあるということは、まことに申し訳ないですが、知りませんでした。それは私も非常に申し訳ないところですが、これどのような形で広報されていますか。こういう取り組みをやって、こういう会を開催する等の情報を、どのような形で流されていますか。

(有川会長)

はい、いかがでしょうか。

(事務局：こころの健康センター 福島所長)

温もりの会の高井様に入っていていただいておりますので、そちらのほうには情報提供させ

ていただいております。また、ホームページとか市報等において情報を発信しております、プラス医療機関でありますとか、関係の施設等にも配布させていただいたところでございますが、なかなか周知等十分じゃないというところはあると思いますので、またご相談させていただきながら、配布するところとか、また今ネットとか LINE とかも、情報の通知が大事になっていると思いますので、そういった新しい発信の方法とかも、ホームページだけではなくて考えていきたいと思っています。ありがとうございます。

(中島委員)

わかりました、高井によく聞いておきます。すみませんでした。

(有川会長)

ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうかね。それでは、意見のほうは出そろったようですので、このあたりで議事を終了したいと思います。

すみません。私の進行の不手際もございまして、若干時間のほう超過してしまっております。申し訳ございませんでした。それでは、事務局からほかに何かございますか。

5. その他

(有川会長)

その他、菊地委員、お願いいたします。

(菊地委員)

お世話になっております。時間がないところ恐縮です。先ほど少し話が出ましたが、意思決定が困難な方を支えるということで、成年後見、特に法人後見がなかなか現在進んでいないというようなことがありますので、新潟市をはじめ、今回の後援をいただいております。9月16日に法人後見を推進するフォーラムを予定しておりますので、関係者の皆様に情報提供をということでお待ちしております。あとでご覧ください。お願いします。以上です。

(有川会長)

はい、ありがとうございました。ほか、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

6. 閉会

(有川会長)

それでは令和7年度第1回新潟市障がい者施策審議会はこれで終了となりますが、委員の皆様方にはそれぞれのお立場でお気付きのことがあるかと思いますので、お手元のほうに今日は配られております、「障がい者施策審議会に対する意見」という用紙がございますので、そちらのほうにご意見・ご提案等をお書きいただけたらと思います。

皆様にはお忙しいところ、長時間にわたり会議にご出席いただきまして、大変ありがとうございました。それではマイクのほうを事務局にお返ししたいと思います。

(司会：障がい福祉課 長澤課長補佐)

有川会長、ご進行いただきましてありがとうございました。また、委員の皆様も、長時間にわたりまして活発なご発言を頂き、ありがとうございます。

事務連絡ですが、駐車券につきましては無料処理をしてございますので、お帰りの際に受付にてお受け取りください。

以上で、令和7年度第1回新潟市障がい者施策審議会を終了させていただきます。本日はお忙しい中、ご出席ありがとうございました。